

●教育訓練給付制度 (卒業後に給付)

対象：製菓衛生師学科 1年コース 最大10万円給付

教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進をはかることを目的とする雇用保険の給付制度です。

雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回は1年以上）あり、支給要件を満たしている方が対象です。

卒業後支払った学費の一部（最大10万円）が支給されます。

（詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。）